

# 令和5年度 安中市立西横野小学校 いじめ防止基本方針

## 1. はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の問題となっている。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

いじめは、「いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るもの」であり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るといった危険性をもはらんでいる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について共通理解を図り、組織的に対応していく。

特にいじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、市教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を定期的にふり振り返り改善を加えていくようにする。

## 2. いじめ防止のための取組

### (1) 基本的な考え方

「いじめの未然防止」と「いじめのない学校づくり」を最重要の取組とし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

### (2) 教職員による指導について

- 校内研修の確立と情報を共有できる場の確立及び児童への指導の徹底
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「わかる授業」の実践
- 教師自らの指導のふり振り返り
- 学年経営を中心にした児童の「活躍の場づくり」、「居場所づくり」、「絆づくり」
- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- 児童理解による教育活動の精選、めあての確立
- 社会体験や体験活動の推進と充実
- 相互の授業の公開と参観等、多くの目で学級を見る支える機会の創造
- 異学年・異世代（ふもと班）との交流の推進 等

### (3) 児童に培う力とその育成に向けた具体的な取組

- 自尊感情と自己有用感
- 規律を守った学校生活
- 他者との違いを正しく認識できる力

#### 【具体的な取組】①

- ・一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・付けたい力を明らかにした「分かる授業」の実践

- 他者の良いところを理解し、認め合える力
- 他者の気持ちを共感的に理解できる情操
- 未知なるものに進んでチャレンジする力
- 失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- 他者とのコミュニケーションを図る力
- 規範意識、正しいことが分かる善悪の判断
- ストレスに対し対応できる力

- ・学習や行動をふり返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における交流の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定



**【具体的な取組】②**

- ・児童の取組に対する励ましの言葉や具体的評価
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・規範意識、善悪の判断力等の育成 等

**(4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組**

西横野小学校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記の関係者からなる「いじめ防止対策会議」を校内に設置する。

**「いじめ防止対策会議」（いじめ防止対策推進法 第二十二条に基づく組織）**

**【組織】** ○学校職員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、保健主事、S C、低・中・高ブロック代表

○教育関係機関（いじめ防止等に関する措置を効果的に行うため連携を図る）  
教育支援センターや民間の施設との指導面でのより一層緊密な連携、児童福祉、人権擁護、警察、医療等の関係相談機関

**【具体的な取組】**

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 本校のいじめ防止基本方針の策定    | <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の修正       | <input type="checkbox"/> 校内研修の企画・運営         |
| <input type="checkbox"/> いじめに係る情報収集         | <input type="checkbox"/> いじめ発生に係る全職員への情報提供  |
| <input type="checkbox"/> 第1次緊急対応会議に向けた報告の準備 | <input type="checkbox"/> 第1次緊急対応会議への引き継ぎ    |

※ 学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取組を行う。

**(5) 児童の主体的な取組**

- 児童会を中心として、「いじめ防止宣言」を行い、「あいさつ運動」や「きらきら言葉集め」等の活動を継続的に行い、いじめ防止の普遍化を図る。
- 「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」の参加児童に依頼し、行事の様子や決まったスローガン等を全校児童に周知する。

**(6) 家庭や地域との連携**

- ホームページ等で本校「いじめ防止基本方針」の周知を行う。
- 適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- ボランティアや外部組織をはじめとする関係機関との連携を行う。

### 3. いじめ防止に向けたと取組

#### (1) 早期発見に向けた取組

- いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
  - ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
  - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- いじめと悩みに係るアンケート調査
  - ・毎月のいじめアンケートとその対応
  - ・生徒指導部によるアンケート実施
  - ・教職員のいじめ評価と改善（学校評価システム）
- 朝の会・帰りの会等の活用
  - ・授業中の様子や子どもたちの思いと願いの把握
  - ・一日の始まりと終わりの会の充実
- 普段の子どもたちの見取りと情報交換
  - ・日々の授業の充実
  - ・自己有用感と自尊感情の醸成

#### (2) 早期発見に係る取組

- 教職員間の情報交換
- ・全教職員によるきめ細かな情報交換
  - ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換
  - ・養護教諭や支援員・SCからの情報提供とその共有、連携した指導
  - ・児童からの情報の活用
- 教育相談体制
  - ・心配される児童の実態把握と定期的な相談の実施
  - ・SCとの連携による相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底
- 保護者からの訴えに係る窓口の一本化
  - ・教頭を窓口として、いじめの通報や情報に対応
  - ・全教職員への報告と周知

#### (3) 家庭や地域との連携

- 家庭との連携
  - ・学校だよりや学年だより、学級だよりによる子どもたちの活動の広報
  - ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）
- 地域との連携
  - ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
  - ・登下校時の立哨等をとおした児童の実態の情報

#### 【家庭や地域で見られるいじめのサイン例】

- 登校をしぶる。
- 感情の起伏が激しくなる。
- 教師や友だちへの批判が増加する。

#### 【学校におけるいじめのサインの例】

- 急な体調不良
- 遅刻や早退の増加
- 授業開始前の机、椅子等の乱雑さ
- 学用品、教科書、体育着等の紛失
- 学用品の破損、落書き
- 授業への遅参
- 保健室への来室の増加
- 日頃交流のない児童との行動
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、どよめきや目配せ
- 多数児童からの執拗な質問や反発
- 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避・逃避
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- 業間や休み時間の単独行動
- 特定児童の持ち物からの逃避 等

- お金を紛失する。/金遣いが荒くなる。
- 衣服に不必要な汚れがある。
- 体に傷やいたずらの痕跡がある。
- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。
- 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- 一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

#### 4. いじめに対する早期対応の在り方

【独自の判断は禁物！ 素早く対応】

- × 「様子を見よう」 × 「悪ふざけだろう」 × 「単なるけんかだろう」等の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽のうちに摘む」ことを重視する。

##### (1) 速やかな報告の徹底

- ・担任(・現状目撃者等の情報受信者) → 担任・学年主任等 → 教頭 → 校長 のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、教頭へ提出する。
- ・教頭により、第1次緊急対応会議を召集し、報告書の内容を周知する。

< 「いじめ発見報告書」の内容 >

- 日時    場所    被害児童    加害児童    内容・状況    情報受信者

##### (2) 第1次緊急対応会議 当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

###### ① 構成人員

- 校長    教頭    生徒指導主任    担任    学年主任と学年教員  
養護教諭    保健主事    S C    教育相談コーディネーター

###### ② 資料

- いじめ発見報告書    被害・加害児童の家庭環境調査票

###### ③ 会議内容

- 事実確認のための必要事項 → 【いじめ対応に係る確認聞き取り票】を活用
- ・いじめの状況(日時・場所・人数・様態 等)
- ・いじめの動機や背景
- ・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

○事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り
- ・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り
- ・該当児童保護者への連絡

**(3) 事実確認の実施 → 【第1次緊急対応会議における聞き取り票】**

①被害児童への聞き取り

- 教職員は被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに児童の気持ちに寄り添って話を聞く。

②加害児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として捉え、『けんか両成敗』的な指導はしない。

③周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

④被害児保護者、加害児保護者に対して

- 保護者とは直接に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
- 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

**(4) 第2次緊急対応会議**

①指導方針及び指導体制の決定

- 第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
  - ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し担当を明らかにする。
- 実際の対応 → 【対応記録票に記録】

①被害児童への対応班

→学年主任、担任、養護教諭、S C

②加害児童への対応班

→学年、担任、生徒指導主任

③周辺児童への対応班

→学年、教務（教頭）、学年教員

④該当児童保護者への対応班

→教頭（教務）、学年主任（担任）

全教職員で分担する。



全部の班で、いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

## 5. インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

- ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等（名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は、群馬県の法務局等の協力を求める。  
児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに二軒在家駐在、安中警察署に通報し、適切な支援を求める。市教育委員会に報告するとともに、松井田中学校にも連絡を入れる。
- 情報セキュリティポリシーに係る学習会を児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては第4～6学年の学習において、保護者に対しては、PTAと連携して最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

## 6. 重大事態への対処

### 【いじめによる重大事態】

- 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
  - 当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
  - 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ＜重大事態と想定されるケース＞
- × 児童が自殺を図った場合
  - × 身体に重大な傷害を負った場合
  - × 金品等に重大な被害を被った場合
  - × 精神性の疾患を発症した場合

### (1) 調査組織の設置と調査の実施

- 本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に、西部教育事務所「スーパーバイザー」の支援と協力を仰ぐ。
- 具体的な調査組織の構成員については、安中市教育委員会の指示を仰ぐ。  
(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、SC、SSW等)

### (2) 校内の連絡と報告体制について

- 校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制及び「学校事故対応マニュアル」に基づいて行う。

### (3) 重大事態の報告

- 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに安中市教育委員会に報告する。  
(市教育委員会は、安中市長に報告する。)

## 7. 教育相談体制と生徒指導体制について

### (1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- SCや生徒指導支援員の機能を十分に活用し、とらえられたいじめ案件に対し未然の相談を行う。
- SSWや西部教育事務所スーパーバイザーが必要な場合は、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。  
(報告窓口：教頭、教務 → 生徒指導主任へ)

## (2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- 臨時職員会議等で共通理解を図り、児童へ統一された指導を行う。
- 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
  - ・職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用
  - ・事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告

## 8. 校内研修

### (1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付ける。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

### (2) 具体的な取組

- 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方等について、年度当初の研修会で共通理解を図る。
- ※（教育委員会事務局の指導主事、特別支援教育担当を研修会等の講師として依頼する。）
- 教員研修担当の教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

## 9. 取組の評価

- 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- 保護者に対しては、『西横野小学校いじめ防止基本方針』を本校Webページ上で閲覧できるように提供するとともに、学校評価のアンケート調査等、定期的な評価を位置付け、情報を得るようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し改善を図る。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。